

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成29年4月11日 23時30分ごろ
発生場所	広田湾 陸前大沢港南防波堤灯台から真方位046° 1,500m付近 (概位 北緯38° 58.4′ 東経141° 39.0′)
事故の概要	貨物船第二八幡丸は、投錨作業中、わかめ養殖施設に進入して同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年4月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第二八幡丸、498トン 135607、塩月海運有限公司（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 幹縄の切断等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約12m/s、視程 約500～600m 海象：波向 南、波高 約1.5m、
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、京浜港から北海道釧路港へ向けて航行中、単独で船橋当直を行っていた船長が、天候が悪化してきたので避泊することとし、広田湾に向かった。</p> <p>船長は、広田湾の入口中央付近で右舷船首方に同湾の奥に向かって並んだ養殖施設の標識灯の灯光を認め、同灯光を約50～60m離して約5、6ノットの対地速度として同湾の奥へ向かった後、主機を停止して惰力で航行した。</p> <p>船長は、船首部に航海士を配置し、水深約25mの海域で左回頭の後、後進をかけ、右舷錨を投下して錨鎖が張った頃、船首方間近に2個のボンデンを認め、養殖施設が近いと思ったので、南東方約100m付近に転錨した。</p> <p>船長は、バルバスバウにロープが付着していたので、転錨した際に養殖施設のロープ等がプロペラに絡んだかもしれないと思い、海上保安庁に通報し、A社に連絡した。</p> <p>本船は、A社が手配した作業船等が来援し、潜水士の調査で推進器にわかめ養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）の幹縄等が絡まっていることが判明し、幹縄等が除去された後、安全な場所に転錨した。</p>

	<p>船長は、本事故当時、レーダーを0.75海里レンジとして使用していたが、本件養殖施設の映像を認めなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、養殖施設が表示されたGPSプロッターを見ていたが、養殖施設に接近しているようには見えなかった。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターに表示されていた養殖施設の位置と実際に見える標識灯の灯光の位置とがずれていることに気付いた。</p> <p>船長は、約10年前に別の貨物船で広田湾に錨泊した経験が1回あった。</p>
分析	<p>本船は、荒天避泊する際、船長が、本件養殖施設の位置を知らなかったことから、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、荒天避泊する際、船長が、本件養殖施設の位置を知らなかったため、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪天候時に避難する可能性のある海域の水路状況を調査しておくこと。